

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人税】 収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額の範囲内（代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額）で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	水産庁資源管理部漁業調整課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年創設 昭和 41 年「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）第 3 条第 1 項（水産業の健全な発展） 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置は資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）による特例措置であることから、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特

			例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。
8	有効性等	① 適用数等	実績なし 租税特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。
		② 減収額	0円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) 実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより水産業の健全な発展が図られることになる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) — (近年実績はないが、収用等に伴う漁業権等の変更等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。)
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) 強制的な収用等による代替資産の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年6月～8月